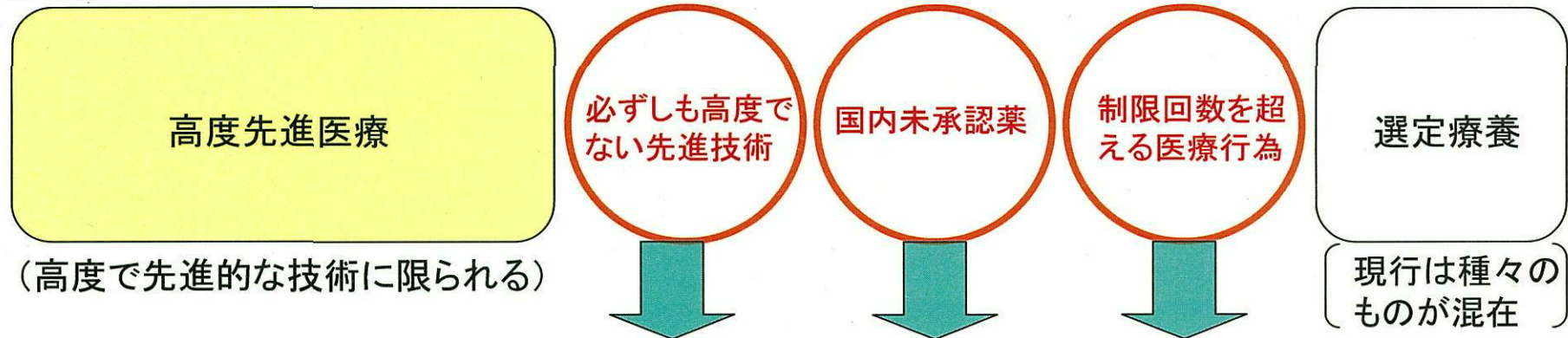


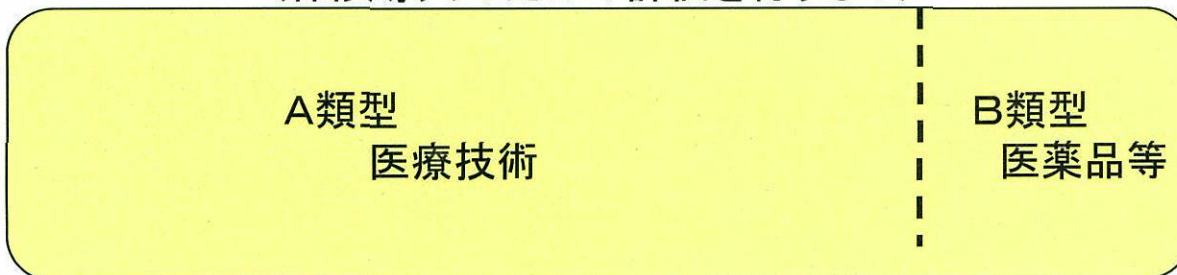
# 改革の考え方

- 「将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうか」の観点から現行制度を抜本的に見直し、「特定療養費制度」を廃止し、「保険導入検討医療(仮称)」と「患者選択同意医療(仮称)」とに新たな枠組みとして再構成する。
- このような改革により、より分かりやすい制度となるとともに、保険診療と保険外診療との併用に関する具体的要望については、今後新たに生じるものについても、おおむねすべてに対応することができる。

《現行》



《見直し後》 【保険導入検討医療(仮称)】  
(保険導入のための評価を行うもの)



【患者選択同意医療(仮称)】  
(保険導入を前提としないもの)

- 快適性・利便性に係るもの
- 医療機関の選択に係るもの
- 制限回数を超える医療行為

○ 療養の給付と直接関係のないサービス等については、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化<sup>⑩</sup>